

1. ご意見いただきました 「市民の声」

9月にインターネットやメール、投書でみなさんからお寄せいただいたご意見は約 20 件でした。

今回は、8月にご意見を受け、9月に対応しました事例についてご紹介します。

〈ご意見趣旨〉

中学校の校門の前の道路が、雨天時に大きな水たまりができるため改善していただきたい。

と匿名のご意見をいただきました。

〈その後の対応〉

ご意見をいただき、担当する市の部局に連絡いたしました。工事が関係するため調整し、9月末までに対応すると連絡

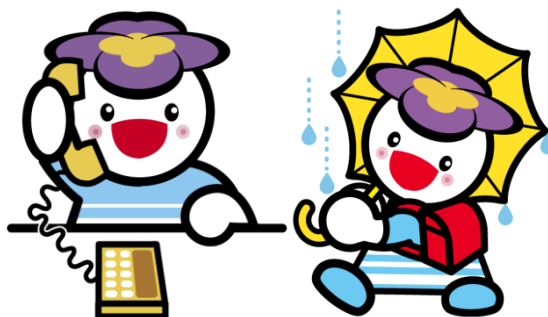
をいただきました。現在は水たまりも出ず中学校からも助かりましたとお礼がありました。

匿名のご意見であったためご本人さまにはお答え出来ていませんが、今後もいただいたご意見を真摯に受け止め、より良い淀川区となるよう改善を進めます。

〈お気づきの点はコチラまで!!〉

淀川区役所 5 階 政策企画課(広聴担当)

☎06-6308-9683



2. 『行政相談』って？

『行政相談委員』聞きなれない言葉ですね。総務大臣から委嘱された相談委員です。淀川区役所では3名の行政相談委員が交代で毎月第1月曜日午後1時～3時まで、区役所4階の面談室で相談を受付しています。

9月19日の淀川区民まつりの会場を覚えていますか？『ステージ』や『櫓』のあった広いグラウンドの脇に行政関係のブースが集まった小さなスペース。その入口で風船を配っていた『行政相談』のブースがあったのを。風船と一緒にポケットティッシュと行政相談のご案内を配っていたのですが、ご覧いただけましたでしょうか？

また、10月の行政相談週間のイベントと

して、十三駅付近での啓発や大丸心斎橋店の特設会場での相談も行いました。

役所の手続き、医療や年金のことなど小さなことからお気軽にどうぞ

◎近畿管区行政評価局

☎0570-090110

「行政相談委員」ってどんなお仕事？

- ・行政相談委員法に基づき総務大臣から委嘱され全国に約 5,000 人います。
- ・行政サービスに関する苦情や手続きの問い合わせなど、相談を受け付け、助言や関係機関への通知を無報酬で行っています。

